

社会保険への加入指導が 始まります

—行政庁による制度的チェック，指導—

国土交通省土地・建設産業局建設業課

1. 背景

建設産業においては、下請け企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほ

か、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じている。

このため、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要があることから、学識経験者・関係業界団体、関係労働者団体で構成する「社会保険未加入対策の具体化に関する検討

- 平成24年11月より、建設業の許可・更新の申請に当たっては、保険加入状況を記載した書面を提出していただくことになります。
- 国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては加入指導を実施します。

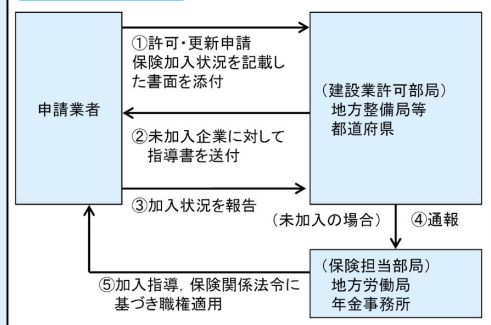
概要

- 1 建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加（建設業法施行規則第4条第1項を改正済み）。
- 2 上記書面により保険加入状況を確認する。
- 3 未加入企業に対しては、文書により、保険加入を指導する。
- 4 指導をしても保険に未加入の場合には、厚生労働省に通報する。

申請時に提出を求める書類

- 許可及び更新（5年に一度）の申請時に新たに次の書類を提出させる。
- ①保険加入の有無等を記載した書面
- ②確認資料
 - ・雇用保険：労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書
 - ・健康保険・厚生年金保険：領収証書又は社会保険料納入証明書

スキーム



保険未加入の場合の対応

- 建設業の許可及び更新の申請を不許可とする取扱とはせず、許可は行いつつ同時に指導文書を送付する。
- 保険加入の報告を求める。
- 更に指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。
 - ・健康保険、年金→日本年金機構（年金ブロック本部）
 - ・雇用保険→都道府県労働局
- <通報の内容>
 - ・企業名、所在地
 - ・未加入の保険種類（雇用、健康、年金）等

図—1 建設業許可・更新時の保険加入状況の確認・指導

○ 平成24年11月より、国・都道府県の建設業担当部局は、事業所への立入検査の際、新たに保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査の際、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

概要

○ 建設業法第31条に基づく立入検査において、保険加入状況及び下請企業への指導状況を確認する。

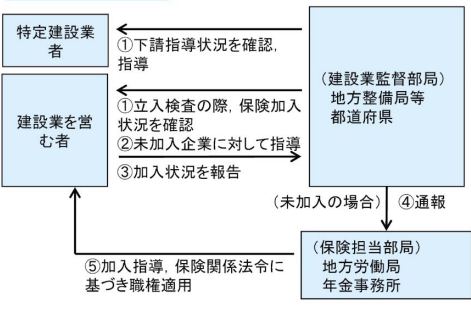
① 事業所への立入調査

労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認する。

② 工事現場への立入調査

特定建設業者による下請企業への指導状況を確認する。

スキーム



事業所への立入検査

○ 建設業担当部局が行う立入検査では、保険料の申告書、領収済通知書等により、企業単位での加入状況を確認する。

○ 労働者名簿で雇用者を把握し、労働者単位の加入状況を以下の書類により確認する。

・賃金台帳(保険料の控除の状況)

・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(雇用保険)

・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書(健康保険・厚生年金保険)

○ 未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求める。

○ 指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。

工事現場への立入検査

○ 立入検査では、特定建設業者の指導が適切に行われているかどうか確認・注意喚起等する。

・下請企業への保険加入の確認指導状況を聴取

・特定建設業者として把握を行っているか(作業員名簿等による確認状況)

・未加入企業に対する指導は行っているか 等

○ 下請指導が適正に行われていない場合(全く確認していない、未加入企業が多い等)は、特定建設業者に対して注意喚起等を行う。

建設業法に基づく監督処分

○ 指導・通報をしてもなお加入が見込まれないと認められる企業に対しては、建設業法第28条に基づく監督処分を行う。

図—2 建設業担当部局による監督

○ 平成24年7月より、経営事項審査については、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。

概要

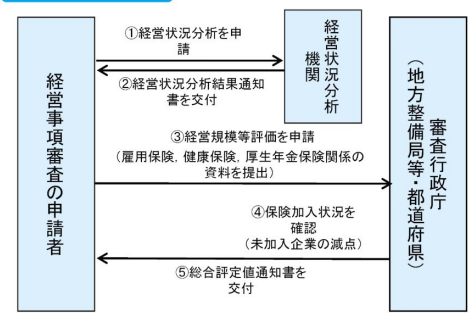
○ 経営事項審査制度が担うべき役割を勘案した上で、下記の改正を行った。

・保険関係の審査項目(①雇用保険、②健康保険及び厚生年金保険の2項目)について、別の制度である健康保険と厚生年金保険を区分。

・保険未加入の場合の減点幅(各項目▲30点)を拡大。

・未加入企業情報を加入指導へ活用。

スキーム



未加入の場合の減点幅の改正

	点数	現行	
		W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
健康保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
厚生年金保険			
合計	▲ 60	▲ 570	▲ 86

	点数	改正案	
		W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
健康保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
厚生年金保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
合計	減点幅拡大 ▲ 120	▲ 1140	▲ 171

図—3 経営事項審査の厳格化

会」を開催し、平成24年2月23日「建設業における社会保険未加入問題への対策について」がとりまとめられ、関係者を挙げた社会保険未加入問題への対策の一環として建設業許可・更新時の保険加入状況の確認・指導、建設業担当部局による監

督、経営事項審査の厳格化について図—1～3のとおりとりまとめられた。

2. 省令改正等について

こうした状況に鑑み、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会の中間とりまとめ（平成24年1月27日）等も踏まえ、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）および建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目および基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）について、平成24年5月1日、以下のとおり所要の改正を行った。

（1）建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加（平成24年11月1日施行）

許可行政庁が、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という）第3条に基づく許可（許可の更新を含む）の申請時に、保険加入状況の確認、指導等を行うため、法第6条第1項に基づく申請書の添付書類として、健康保険等の加入状況*を記載した書面の提出を求めることとし、当該書面の様式を整備した（図—4参照）。

（2）施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加（平成24年11月1日施行）

特定建設業者および下請負人が、その請け負う工事における下請負人等の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するよう、法第24条の7第1項に基づき特定建設業者が作成する施工体制台帳の記載事項および同条第2項に基づき下請負人が特定建設業者に通知すべき事項

平成24年11月1日より建設業許可・更新等申請時に健康保険等の加入状況を記載した書面の提出が必要となります！

様式第二十号の三（第四条関係）

記載例

健康保険等の加入状況

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
本店	20人 (8人)	1	1	1	健康保険 ○○健康保険組合 厚生年金保険 ○○ 雇用保険 ○○
千葉支所	10人 (0人)			1	健康保険 本店一括 厚生年金保険 本店一括 雇用保険 本店一括
	(人)				健康保険
	(人)				厚生年金保
	(人)				雇用保険
	(人)				健康
	(人)				厚生
	(人)				雇用
合計	(人)				

記載要領

- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別記二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含めての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同席の親戚である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての公共職業安定所の届に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

・目的は・・・

建設業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じています。

このため、関係者を挙げた社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導を進めることにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良・不適格業者の排除に取り組み、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保と事業者間における公平で健全な競争環境の構築を図ることを目的としています。

・保険加入義務のある営業所（適用事業所）とは・・・

社会保険（健康保険・厚生年金保険）については、法人の事業所（営業所）及び個人経営で常時5人以上の労働者を使用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。

雇用保険については、労働者を1人でも雇用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。

・支店等が小規模な営業所等であるため人事管理部門がある本店で全ての保険加入の手続きを行っている場合は（一括適用の承認や継続事業の一括の認可に係る営業所を除く）・・・

この場合、当該小規模な営業所等について、様式の「保険加入の有無」の欄は全ての保険について「1」と記入し、「事業所整理記号等」の欄は本店に記入した内容と同一の内容を記載します。

・建設国保に加入している場合は・・・

法人の営業所又は個人経営で常時5人以上の労働者を使用する営業所であっても、健康保険の被保険者となるべき従業員が年金事務所長の承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、適用除外（「保険加入の有無」の「健康保険」の欄に3と記載）となります。

・確認資料として必要なものは・・・

健康保険等の加入状況を記載した書面に併せて、「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示が、「雇用保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示が必要となります。

・書面の提出のタイミングは・・・

新規許可、更新、許可換え新規、般・特新規、業種追加申請時に提出して頂き、確認をすることとなります。

・未加入の場合は・・・

保険未加入が判明した場合は、指導等を実施していくこととなります。

・様式（第二十号の三）の掲載先は・・・

国土交通省ホームページ
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000086.html

・問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課
 建設業適正取引推進指導室 許可係
 TEL03-5253-8111（内線24718）

国土交通省〇〇地方整備局建設部
 建設産業課建設業係
 TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

図—4

に、健康保険等の加入状況を追加することとした。なお、平成24年11月1日以降に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事が対象となる。

(3) 経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化（平成24年7月1日施行）
法第27条の23に基づく経営事項審査において、社会性等（労働福祉の状況）に係る評価の項目および基準を次のとおり見直した。

- ・評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、各項目ごとに審査することとした。
- ・「雇用保険」「健康保険」および「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ40点の減点（3保険に未加入の場合120点の減点（現行は60点の減点））とした。

3. 保険への加入指導等について （平成24年11月より実施）

建設業における社会保険未加入問題への対策については、行政、元請け企業、下請け企業など関係者が一体となって総合的対策を実施し、実施後5年を目標に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すこととしており、これらの建設業の社会保険未加入対策の一環として、前述のとおり省令等の改正が行われたが、これらの施行に合わせ国・都道府県の建設業担当部局においては、次のとおり新たな取り組みを開始することとしているところである。

- ① 建設業の許可・更新の申請時等に、新たに追加された保険加入状況を記載した書面により申請者の保険加入状況の確認をし、未加入である

ことが判明した企業に対しては加入指導を実施する。

- ② 経営事項審査時に未加入であることが判明した企業に対して加入指導を実施する。
- ③ 事業所（営業所）への立入検査による保険加入状況の確認および未加入であることが判明した企業に対する加入指導を実施するとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請け企業による下請け企業への指導状況の確認を実施する。
- ④ 上記の加入指導によってもなお未加入の場合は保険担当部局（都道府県労働局、日本年金機構）に通報する。
- ⑤ 通報後の保険担当部局による加入指導等によってもなお加入が見込まれない未加入企業に対して、他法令違反による監督処分を実施する。

4. おわりに

社会保険未加入対策の推進に当たっての許可行政庁における取り組み、特に建設業許可・更新時における確認等に当たっては、申請書類・確認書類等の手間が増え、建設企業にとっては、負担増となる面などもあるが、本施策の本来の目的である建設技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保、法定福利費を適正に負担する企業による公正で健全な競争環境の構築の実現のため、ご理解とご協力をお願いしたい。

* 「健康保険等の加入状況」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法（昭和29年法律115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出の状況をいう。